

## 高崎市農業協同組合行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 3月 1日 ~ 令和10年 2月28日までの 5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、毎週水曜日に実施しているノー残業デーを今後も継続していく。

<対策>

- 令和 5年 3月 ~ 職員にノー残業デーの実施について再認識を図るため内部ネットワークおよび会議体で周知する。
- 令和 5年 3月 ~ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施。

目標2：地域において、子どもの健全な育成のための活動等を行う NPO 法人への支援。

<対策>

- 令和 5年 3月 ~ 現在、子ども食堂への食材提供を実施している。  
今後も NPO 法人との連携を密にして毎日の食材提供を目標に継続していく。